

平成 29 年度法務省委託事業  
人権啓発総合推進に関する  
広報等の企画・制作・実施に係る  
総合評価基準書

平成 29 年 4 月  
(公財) 人権教育啓発推進センター

**平成 29 年度法務省委託事業**  
**人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作・実施に係る**  
**総合評価基準書**

本書は、平成 29 年度法務省委託事業「人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作」に係る総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値）の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は 2 対 1 とし、総合評価点は 300 点満点とする。

技術点 (満点 200 点)	+	価格点 (満点 100 点)	=	総合評価点 (満点 300 点)
-------------------	---	-------------------	---	---------------------

2 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。

基礎点（満点 50 点）	+	加点（満点 150 点）	=	技術点（満点 200 点）
--------------	---	--------------	---	---------------

↓

審査員の評価点合計（7 人分）	
	審査員数 7 人

※「基礎点」項目については、当該事業担当者が評価（採点）を行う。

※「加点」項目については、審査員（7 人）が評価（採点）を行う。

(1) 基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1-01、1-02、1-03、1-04、2-01、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とする

ことがある。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目(1-01、1-02、1-03、1-04、3-01)について評価する。

イ 別紙「評価項目一覧」における各評価項目の評価基準の内容に基づき、加点が設定されている評価基準の観点から審査を行い、加点を付与する。

ウ 審査員は7人とし、A、B、C、Dの4段階で評価する。

エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

- ・評価Aの場合： 加点配点(満点) × 100%
- ・評価Bの場合： 加点配点(満点) × 50% (小数点以下切捨)
- ・評価Cの場合： 加点配点(満点) × 30% (小数点以下切捨)
- ・評価Dの場合： 加点配点(満点) × 0%

評価 ランク	評価基準	加点配点(満点)				
		25 の場合	20 の場合	15 の場合	10 の場合	5 の場合
A	通常の想定を超える素晴らしい提案内容である。	25	20	15	10	5
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	12	10	7	5	2
C	おおむね妥当な提案内容である。	7	6	4	3	1
D	内容が不十分である。又は、記述がない。	0	0	0	0	0